

障害者活躍推進計画（令和5年6月一部変更）

機関名	石狩東部広域水道企業団
任命権者	企業長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
石狩東部広域水道企業団における障害者雇用に関する課題	石狩東部広域水道企業団においては、職員総数が20人強の小規模な機関であることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないが、障害者である職員が現在在職している。
目標	
①採用に関する目標	○各年6月1日時点における障害のある職員の雇用率を法定雇用率以上とする。 ※ 令和5年度時点での法定雇用率は2.6%（38.5人に1人） （評価方法） 毎年度、任用状況を把握し進捗管理を行う。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年度、人事記録を元に、当該年度採用者の定着状況を把握し進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者に総務課長をもって充てる。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者の特性・能力等や当企業団の実情を踏まえて、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を

	<p>踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
--	---